

施設基準届出項目等

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、
十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフが
おります。

医療情報取得加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイ
ナンバーカードが健康保険証として利用できます。
患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い
医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力くださ
い。

医療 DX 推進体制整備加算

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

情報通信機器を用いた歯科診療

当医院では、必要に応じて情報通信機器を用いた診療を実施しています。

詳細につきましては、歯科医師、スタッフ等にご相談ください。

明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

在宅歯科医療推進加算

居宅等への訪問診療を推進しています。

一般名処方加算 1・2

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

外来後発医薬品使用体制加算 1・2・3

当医院では後発医薬品の使用を推進しています。 医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

C A D / C A M と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

歯科外来診療医療安全対策加算 1

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（A E D）を保有し、緊急時においては他の医療機関と連携するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

連携先医療機関名(病院等含む)

浜松医療センター
電話番号:0534512760
連携の方法等:電話

歯科外来診療感染対策加算 1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制 強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

連携先医療機関名(病院等含む)

浜松医療センター
電話番号:0534512760

在宅療養支援歯科診療所 1 ・ 2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保するとともに、他の医療機関と連携しています。

連携先医療機関名(病院等含む)

浜松医療センター
電話番号:0534512760

歯科診療特別対応連携加算

安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・ 自動体外式除細動器（A E D）
- ・ 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・ 救急蘇生セット

また、緊急時に円滑な対応ができるよう、他の医科医療機関及び歯科医療機関と連携しています。

連携先医療機関名(病院等含む)

浜松医療センター

電話番号:0534512760

当医院は保険医療機関です。

個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。

他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

当医院では診療情報の文書提供に努めています。

当医院は、通常明細書の発行はしていませんが、ご必要な場合には、前もってお申し出ください。

なお、発行に際しては、110円（消費税込）が必要です。

野村歯科医院